

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 総務人事課

不利益処分の内容	後援等の承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	<p>栃木市の後援等に係る事務取扱要綱抜粋</p> <p>第7条 市長は、後援等の承認を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事業に係る承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。</p> <p>(2) 承認基準を満たさなくなったとき。</p> <p>(3) 承認の条件を履行しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、不適当な行為があったと認められたとき。</p>